

## 5. 美しいまちづくりのために

### (1) あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

#### ① 私有あき地（指導・勧告件数）（件）

年 度	指 導	処 理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
20年度	125	100	25	80.0%
21年度	136	127	9	93.3%
22年度	158	137	21	86.7%

#### ② 公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、毎年必要に応じて草刈り等を実施するよう要請を行っている。

### (2) 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、市内全域に「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」（平成8年12月25日）を制定した。

#### ◆ 対 象 者

事業者 容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者。

市民等 福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人。

#### ◆ 区 域 福井市全域

- ポイ捨てはやめよう！
- ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
- 自動販売機には回収容器を設置しましょう。

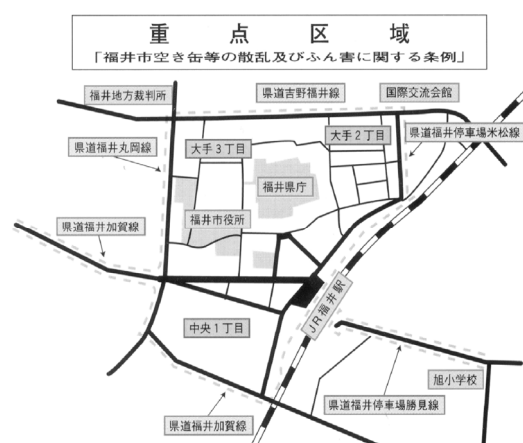


## 重点区域

福井市内において、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、JR福井駅を含む駅東西の区域が指定されている。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長 4.8km  
面積 52.8ha



### (3) 動物（犬・猫等）死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。

(自己搬入の場合・・・945円/体、申込収集の場合・・・1,575円/体)

また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

(単位：体)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収集	1,812	1,721	1,768	1,839	1,689
持ち込み	482	549	488	519	492
保健所	491	391	319	349	384
鳥類他 ※	908	607	1,186	1,391	1,513
合計	3,693	3,268	3,761	4,098	4,078

※市による有害鳥獣駆除

### (4) 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2により、原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

(件)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
通報	61 (処理件数)	30 (処理件数)	20 (処理件数)	35	31
指導				17	22
パトロール中の指導				18	4

※20年度までは環境保全課への苦情数